

職員の懲戒処分について（令和8年3月17日付）

3月17日付けで、本市職員を次のとおり懲戒処分としましたのでお知らせいたします。

【事案】

事案の概要 環境部の複数の職員に対して、パワー・ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントに該当する不適切な言動を繰り返していたもの。

被処分者 環境部長 59歳

処分内容 停職6月

処分日 令和8年3月17日

以上の処分を踏まえ、改めて、本市職員の服務規律の確保を徹底し、市民の皆さまの信頼回復に努めてまいります。